

地域福祉推進計画について

【福祉課】

〈地域福祉推進計画とは〉

- ◎ 市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的にまとめた計画。
- ◎ 地域福祉計画は、福祉各分野の上位計画として、市の地域福祉を推進するための基本方針や基本理念を定め、公的サービスの基盤整備や市民活動への支援などについて、市としての方向性を定めたもの。
- ◎ 社協の地域福祉活動計画は、地域の福祉課題の解決に向けた実行計画として、地域の組織づくりや人材育成等の具体的な取組を定めたもの。
- ◎ 現行の第2期計画は、平成27～31年度の5年間を計画期間とする。

〈第2期計画の評価について〉

- ◎ 計画期間の中間年となる平成29年度末に、評価委員会を開催。
 - 評価委員会委員構成（委員選出団体等）
 - 福祉関係者 民生委員、主任児童委員、障害者団体連絡協議会
地域包括支援センター、保育協議会、
ボランティア団体連絡協議会
 - 地域団体 行田市自治会連合会、浮城シニアクラブ連合会
 - 学識経験者 保護司、人権擁護委員
 - 4つの基本目標を軸に評価
 - ・ 基本目標
 - 1 地域のつながりを大切にする支えあいのまちづくり
 - 2 様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり
 - 3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり
 - 4 身近な地域に広がるネットワークのあるまちづくり
 - ・ 基本目標達成に向けた各施策について、市所管課及び社会福祉協議会の自己評価を踏まえ、評価委員会の意見を聴いた。
 - ・ 評価委員会での評価結果は所管課に伝えている。

〈第3期計画の策定に向けて〉

平成31年度は、平成32（2020）年度からの5年間の計画の策定を行う。

第2期計画の評価を行い、評価結果の第3期計画への反映ということも重要であることから、第3期計画の策定前に、第2期計画のこれまでの4年間の進捗状況を評価すべく、新年度早々にも評価委員会を開催する。